

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百四十号 深谷市田中字新堀六三七番地先から同市黒田字下南原

八四二番一地先まで

県道 熊谷羽生線 熊谷市筑波一丁目一一二番地先から同市末広一丁目二

五番一地先まで

同 赤浜小川線 大里郡寄居町牟礼字蔵屋敷一〇二四番五地先から同郡

同町牟礼字東一〇五二番一地先まで

同 菅谷寄居線 大里郡寄居町牟礼字中道一五二三番二地先から深谷市

荒川字天神二三〇番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十九日